

日医発第 1768 号 (情シ)
令和 8 年 2 月 4 日

都道府県医師会 担当事務局 殿

日本医師会 情報システム課
課長 井川 智彦
(公 印 省 略)

令和 8 年 1 月 21 日からの大雪に係る

オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」を
アクティビ化する医療機関・薬局の範囲・期間について (その 5)

平素より本会会務の運営に特段のご理解・ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省保険局医療介護連携政策課・医薬局総務課・社会・援護局保護課より、
標記に関する事務連絡がまいりました。

内容は、2 月 4 日付「令和 8 年 1 月 21 日からの大雪に係るオンライン資格確認等システム
における「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティビ化する医療機関・薬局の範囲・
期間について (その 4)」の続報となります。

下記の対象範囲にて、下線部の【新潟県】上越市を追加したうえで、2 月 10 日まで延長
されました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくと共に、下記範囲対象
となっておられる場合には、貴会管下の関係する郡市区等医師会ならびに会員への周知方につき、是非、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

○今回の「緊急時医療情報・資格確認機能」のアクティビ化対象範囲・期間

範囲 : 【青森県】青森市、弘前市、黒石市、五所川原市、むつ市、つがる市、平川市、東津軽
郡今別町、東津軽郡蓬田村、東津軽郡外ヶ浜町、西津軽郡鰭ヶ沢町、北津軽郡板柳町、
北津軽郡鶴田町、上北郡野辺地町、西津軽郡深浦町、中津軽郡西目屋村、南津軽郡藤
崎町、南津軽郡大鰐町、南津軽郡田舎館村、北津軽郡中泊町、上北郡六ヶ所村

【秋田県】能代市、大館市、鹿角市、北秋田市、鹿角郡小坂町、北秋田郡上小阿仁村、
山本郡藤里町

【新潟県】小千谷市、魚沼市、長岡市、上越市

期間 : 令和 8 年 2 月 10 日まで (延長)

なお、日本医師会では期間の延長や対象地域が追加される場合にのみ追加文書を発出いたします。

以上

【添付資料】

- ・「オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティビ
化する医療機関・薬局の範囲・期間について」(R.8.2.4 付厚生労働省関係各課発事務連絡)
- ・「災害時医療情報閲覧機能」(災害時モード) 紹介リーフレット

事務連絡
令和 8 年 2 月 4 日

関係団体 御中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課
厚生労働省医薬局総務課
厚生労働省社会・援護局保護課

オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」
をアクティビ化する医療機関・薬局の範囲・期間について

標記につきましては、今般、別紙 1 のとおり、社会保険診療報酬支払基金・
国民健康保険中央会あてに連絡しましたので、貴団体におかれましても、関係者に対し周知を図られますようお願いいたします。

別紙 1

事務連絡
令和 8 年 2 月 4 日

社会保険診療報酬支払基金
国民健康保険中央会

] 御中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課
厚生労働省医薬局総務課
厚生労働省社会・援護局保護課

令和 8 年 1 月 21 日からの大雪に係る
オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」を
アクティビ化する医療機関・薬局の範囲・期間について（その 5）

「オンライン資格確認等システム利用規約」第 21 条第 2 項及び「電子処方箋管理サービス利用規約」第 21 条第 2 項に基づく災害発生時における保険資格情報・医療情報の閲覧機能のアクティビ化範囲等については、「オンライン資格確認等システムにおける『緊急時医療情報・資格確認機能』をアクティビ化する医療機関・薬局の範囲・期間について」（令和 5 年 1 月 26 日付事務連絡）にてお示ししたところ、この具体的な適用範囲・期間について、下記のとおり対応をお願いいたします。

「緊急時医療情報・資格確認機能」のアクティビ化に当たっては、対象の医療機関・薬局に対して、別添 1 のオンライン資格確認等システム利用規約第 25 条及び第 26 条、別添 2 の「医療情報を特例的に閲覧する場合に留意すべき点」を参考に、患者への医療サービスを提供する以外の目的での利用は認められることについて十分な周知徹底をお願いします。貴機関におかれでは、各医療機関・薬局による本機能を用いたオンライン資格確認等システムの閲覧ログを踏まえ、必要と認める場合には、個別に、医療機関・薬局に対して、「緊急時医療情報・資格確認機能」を利用した医療情報の閲覧状況について事実関係を確認してください。

なお、令和 6 年 3 月 1 日以降、生活保護法による被保護者の医療扶助の受給資格等の情報に係る同機能の利用に当たっては、別添中、「保険資格情報」とあるのは「医療扶助の受給資格情報」と、「被保険者番号」とあるのは「受給者番号」と、「保険者名称」とあるのは「福祉事務所名称」と読み替えるものとします。

今般の措置について、対象地域の医療機関・薬局に周知いただきますようお願いいたします。

記

○ 「緊急時医療情報・資格確認機能」のアクティブ化対象範囲・期間

範囲	【青森県】青森市、弘前市、黒石市、五所川原市、むつ市、つがる市、平川市、東津軽郡今別町、東津軽郡蓬田村、東津軽郡外ヶ浜町、西津軽郡鰺ヶ沢町、北津軽郡板柳町、北津軽郡鶴田町、上北郡野辺地町、西津軽郡深浦町、中津軽郡西目屋村、南津軽郡藤崎町、南津軽郡大鰐町、南津軽郡田舎館村、北津軽郡中泊町、上北郡六ヶ所村 【秋田県】能代市、大館市、鹿角市、北秋田市、鹿角郡小坂町、北秋田郡上小阿仁村、山本郡藤里町 【新潟県】小千谷市、魚沼市、長岡市、 <u>上越市</u>
期間	令和8年2月10日（延長）

※下線部は、本事務連絡で新たにアクティブ化対象となった地域

以上

別添 1

オンライン資格確認等システム利用規約（抄）

（禁止事項）

第25条 サービス利用者は、本サービスを利用するに当たり、次の各号に掲げる行為を行ってはならないものとします。

一 本サービスの利用目的（患者の資格情報の確認及び医療行為等への活用）以外の用途で本システムを使用する行為

二 第21条第2項の場合を除いて、患者の同意なく薬剤情報・診療情報・特定健診情報を見覧する行為

三～八 （略）

九 法令若しくは本規約に違反する行為又はそのおそれがある行為

十 公序良俗に反する行為

十一～十四 （略）

2 実施機関は、本サービスの利用に関して、サービス利用者の行為が前項各号のいずれかに該当するものであることを知った場合、事前に通知することなく、当該サービス利用者に対して本サービスの全部又は一部の提供を一時停止し又は前項各号に該当する行為に関連する情報を削除することができるものとします。ただし、実施機関は、サービス利用者の行為を監視する義務を負うものではありません。

（利用規約に違反した場合の措置）

第26条 前条第1項に違反し、本システムの運用に支障をきたした行為又は支障をきたすおそれがある行為をしたサービス利用者は、実施機関に対して、直ちに、その行為の概要を報告するものとします。 また、当該行為の詳細が判明した場合、サービス利用者は、遅滞なく、実施機関にこれを報告するものとします。

2 前条第1項に違反する行為が悪質な場合、実施機関は、当該行為を行ったサービス利用者に対して、その原因及び今後のシステム利用に当たっての対策等を内容に含む改善書を提出するよう求めることができます。また、実施機関は、当該行為の概要及び当該サービス利用者の名称を公表することができます。

3 サービス利用者が、前条第1項に違反した日から所定の日数経過後も、当該違反を是正しない場合、実施機関は、次の各号に定める措置を講ずることができます。

一 当該サービス利用者に対する本サービスの提供を一時的に停止すること

二 当該サービス利用者に対する本サービスの提供を停止すること

4 実施機関は、本システムの適切な運営及び本サービスの適切な実施を確保するため必要があると認める場合は、サービス利用者に対して、業務の実施の状況に関し必要な報告若しくは運用に関する記録その他の書類の提出を求め、又は質問することができます。

別添2

医療情報を特例的に閲覧する場合に留意すべき点

- 患者の薬剤情報・特定健診情報等及び処方情報・調剤情報（以下「医療情報」という。）を閲覧することは、患者に提供する医療サービスでの利用に限られます。利用目的外で患者の医療情報を閲覧することは認められません。
なお、医療機関・薬局において医療情報を閲覧した際、オンライン資格確認等システムにログ（通信記録）が保管される仕組みとなっております。
- 「オンライン資格確認等システム利用規約」第21条第2項及び「電子処方箋管理サービス利用規約」第21条第2項に基づく医療情報の閲覧を行うに当たっては、以下の方法で患者の特定を行ってください。詳細については、「オンライン資格確認等システム操作マニュアル（災害時医療情報閲覧編）」(http://iryohoken.jyoho.service-now.com/sys_attachment.do?sys_id=1486b84c83a5725093695fa8beaad35e)をご参照ください。

1. 医療機関等が、当該患者の被保険者番号を把握している場合

- (1) 患者から、医療情報を閲覧することについて口頭等で同意を取得する。
- (2) 資格確認端末から、当該患者の被保険者番号をキーに、オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」に照会する。

2. 医療機関等が、当該患者の被保険者番号を把握していない場合

- (1) 患者から、医療情報を閲覧することについて口頭等で同意を取得する。
- (2) 当該患者の①氏名、②生年月日、③性別、④保険者名称又は患者の住所の一部を確認し、資格確認端末に入力。①～④の情報から、被保険者番号等を特定した上で、被保険者番号をキーに、オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」に照会する。

※ なお、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難な場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第20条第2項第2号に基づき、本人の同意は必要ありません。

この場合は、患者が所持する身分証明証や家族から提供された情報をもとに本人を特定し、オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」への照会を行ってください。

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）

第二十条 （略）

2 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

一 （略）

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三～八 （略）

(参考1)

事務連絡
令和5年1月26日

社会保険診療報酬支払基金
国民健康保険中央会

御中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課
厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」
をアクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間について

オンライン資格確認等システム及び電子処方箋管理サービスを導入している医療機関・薬局においては、最新の保険資格情報のみならず、患者がマイナンバーカードを用いて本人確認を行い、薬剤情報・特定健診情報等及び処方情報・調剤情報（以下「医療情報」という。）の提供に同意した場合に限り、医師等の有資格者は医療情報も閲覧することができます。

また、「オンライン資格確認等システム利用規約」第21条第2項及び「電子処方箋管理サービス利用規約」第21条第2項（以下「特定条項」という。）のとおり、災害等が発生した場合には、患者がマイナンバーカードを紛失等した場合であっても、医療機関・薬局は、オンライン資格確認等システムを通して保険資格情報・医療情報を閲覧することができます。

オンライン資格確認等システム利用規約

第二十一条（略）

2 前項の規定によらず、天災地変により実施機関が必要と判断した場合は、患者から口頭で同意を取得することをもって、サービス利用者は薬剤情報・特定健診情報等の提供を求めることができます。また、同様の場合であって患者から口頭で同意を取得することが困難な場合、前項の規定によらず、同意の取得は必要ありません。

電子処方箋管理サービス利用規約

第二十一条（略）

2 前項の規定によらず、天災地変により実施機関が必要と判断した場合は、患者から口頭で同意を取得することをもって、サービス利用者は薬剤情報・

特定健診情報等の提供を求めるすることができます。また、同様の場合であって患者から口頭で同意を取得することが困難な場合、前項の規定によらず、同意の取得は必要ありません。

災害等発生時における特定条項に基づく保険資格情報・医療情報の閲覧は、医療保険情報提供等実施機関（以下「実施機関」という。）が「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティビ化することで閲覧可能となります。

つきましては、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用される災害等が発生した時には、災害救助法が適用された市区町村に対して、当面、災害救助法の適用第一報から一週間、オンライン資格確認等システムの「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティビ化するとともに、その旨を同対象地域に存する医療機関・薬局に周知を行うよう、よろしくお願ひいたします。

上記の取扱は、災害救助法等が適用される災害等が発生した時に実施機関において初動対応として実施いただくものとし、その上で、個別の災害等の状況に応じ、当課から上記の取扱について確認的に、又は上記の取扱の終了等について御連絡するために、別途事務連絡を発出させていただくことを申し添えます。

今般の措置を講じるに当たり、医療機関・薬局において留意すべき点は別添のとおりです。対象地域の医療機関・薬局に周知する際に、併せて記載等いただきますようお願ひいたします。

なお、本事務連絡発出に伴い、「オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティビ化する医療機関・薬局の範囲・期間について」（令和 4 年 3 月 17 日厚生労働省保険局医療介護連携政策課事務連絡）は廃止します。

以上

(別添)

医療情報を特例的に閲覧する場合に留意すべき点

- 患者の薬剤情報・特定健診情報等及び処方情報・調剤情報（以下「医療情報」という。）を閲覧することは、患者に提供する医療サービスでの利用に限られます。利用目的外で患者の医療情報を閲覧することは認められません。
なお、医療機関・薬局において医療情報を閲覧した際、オンライン資格確認等システムにログ（通信記録）が保管される仕組みとなっております。
- 「オンライン資格確認等システム利用規約」第21条第2項及び「電子処方箋管理サービス利用規約」第21条第2項に基づく医療情報の閲覧を行うに当たっては、以下の方法で患者の特定を行ってください。詳細については、「オンライン資格確認等システム操作マニュアル（災害時医療情報閲覧編）」(http://iryohoken.jyoho.service-now.com/sys_attachment.do?sys_id=1486b84c83a5725093695fa8beaad35e)をご参照ください。

3. 医療機関等が、当該患者の被保険者番号を把握している場合

- (3) 患者から、医療情報を閲覧することについて口頭等で同意を取得する。
- (4) 資格確認端末から、当該患者の被保険者番号をキーに、オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」に照会する。

4. 医療機関等が、当該患者の被保険者番号を把握していない場合

- (3) 患者から、医療情報を閲覧することについて口頭等で同意を取得する。
- (4) 当該患者の①氏名、②生年月日、③性別、④保険者名称又は患者の住所の一部を確認し、資格確認端末に入力。①～④の情報から、被保険者番号等を特定した上で、被保険者番号をキーに、オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」に照会する。

※ なお、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難な場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第20条第2項第2号に基づき、本人の同意は必要ありません。

この場合は、患者が所持する身分証明証や家族から提供された情報をもとに本人を特定し、オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」への照会を行ってください。

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）

第二十条 （略）

2 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

一 （略）

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三～八 （略）

(参考2) 関係団体一覧

公益社団法人 日本医師会 御中
公益社団法人 日本歯科医師会 御中
公益社団法人 日本薬剤師会 御中
一般社団法人 日本病院会 御中
公益社団法人 全日本病院協会 御中
公益社団法人 日本精神科病院協会 御中
一般社団法人 日本医療法人協会 御中
一般社団法人 日本社会医療法人協議会 御中
公益社団法人 全国自治体病院協議会 御中
一般社団法人 日本慢性期医療協会 御中
一般社団法人 日本私立医科大学協会 御中
一般社団法人 日本私立歯科大学協会 御中
一般社団法人 日本病院薬剤師会 御中
公益社団法人 日本看護協会 御中
独立行政法人 国立病院機構本部 御中
国立研究開発法人 国立がん研究センター 御中
国立研究開発法人 国立循環器病研究センター 御中
国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター 御中
国立健康危機管理研究機構 御中
国立研究開発法人 国立成育医療研究センター 御中
国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター 御中
独立行政法人 地域医療機能推進機構本部 御中
独立行政法人 労働者健康安全機構本部 御中
健康保険組合連合会 御中
全国健康保険協会 御中
健康保険組合 御中
都道府県民生主管部（局） 御中
国民健康保険主管課（部） 御中
後期高齢者医療主管課（部） 御中
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局 御中
財務省主計局給与共済課 御中
文部科学省高等教育局医学教育課 御中
文部科学省高等教育局私学行政課 御中
総務省自治行政局公務員部福利課 御中
総務省自治財政局準公営企業室 御中
警察庁人事課厚生管理室 御中
防衛省人事教育局 御中

被災者の方の服薬履歴等を確認できます！



- ◆ オンライン資格確認等システムの「災害時医療情報閲覧機能」（災害時モード）により、患者が被災されマイナンバーカードを持参していない場合でも、氏名、生年月日、性別、住所等で、薬剤情報・診療情報・特定健診情報の閲覧ができます。
- ◆ 患者の資格情報の一部として、保険者番号、記号・番号や枝番を確認することもできます。

※ 本機能は、「資格確認端末」からのみご利用いただけます。普段お使いの、レセプトコンピュータ等からはご利用いただけないのでご留意ください。

①オンライン資格確認等システムにログイン
※医療情報閲覧アカウントまたは管理アカウントのIDとパスワードを使用してください。

②緊急時医療情報・資格確認機能の災害時医療情報閲覧をクリックします。



③「被保険者証等による検索」又は「氏名、住所等による検索」を選択し、検索条件を入力します。

④該当者の患者情報を確認し、薬剤情報等の閲覧同意の有無を登録します。

⑤閲覧する情報・対象期間を選択します。

⑥選択した薬剤情報等が表示されます。

年月 日	調剤区分 区分	処方使用区分 区分	医薬品名 (成分名)	調剤数量*3	
				1	【用法】*2 / < 1回用量 > *2 / 【用法等の特別指示】*2
11年12月 15日	サンプルC病院	入院 内服	1. ミヤビM錠 (酰胺薬) 2. ツムラ大建中湯エキス顆粒(医療用) (大建中湯エキス) 3. スルビリド錠50mg「サワイ」 (スルビリド)	2錠	1日分
13日	サンプルC病院	入院 注射	1. フェンタニル注射液0.5mg「テルモ」 0.005%10mL (フェンタニルクエン酸塩) 2. 大慶食注 20mL (生理食塩液)	3g	1日分
7日	サンプルG病院	入院 在宅	1. トレーシーナ注 フレックスタッチ 300単位 (インスリンデグリブド(速伝子組換え)) 2. インスリン リスロB88ソロスター-HU「サノフィ」 300単位 (インスリニンリスロ(速伝子組換え)) 3. ニコグリビンCR錠20mg「サワイ」 (ニフェジピン)	1キット	1处方分

災害時モードが利用できない場合、スマートフォンからマイナポータルで服薬履歴を確認できます！

- ◆マイナンバーカードをお持ちの方は、ご自身やご家族のスマートフォンからマイナポータルにログインすることにより、自分自身の過去の医療情報を確認することができます。
- ◆避難所において、医療関係者に対し、普段飲んでいるお薬や特定健診のデータを共有したい場合にもご利用ください。

マイナポータルにログイン



※ログインには4桁の暗証番号入力が必要です。

「わたしの情報」



「健康・医療」



「診療・薬剤情報」



表示対象日を選択

表示対象日 必須

確認する診療年月を入力してください。（最大3年）

※開始年月は2021年9月以降を指定してください。
※診療情報は2022年6月以降の受付分が表示できます。
※毎月11日頃に前月に診療した情報を追加更新します。

2023年 4月
から
2023年 11月
まで

「表示する」



※ 被保険者番号などの資格情報や、電子処方箋の処方・調剤情報も確認できます。

【薬剤情報の表示例】

1日	サンプルA薬局（サンプルAクリニック）	3錠	30日分
院外 内服	1. 向) エチゾラム錠 0.5mg 「日医工」 (エチゾラム) 【1日3回食後服用】	2錠	35日分
	2. エンペラシン配合錠 (ベタメタゾン・d-クロルフェニラミンマレイン酸塩) 【1日2回朝夕食後】	3カプセル	35日分
	3. サインバルタカプセル 20mg (デュロキセチン塩酸塩) 【1日1回朝食後】	1錠	14日分
	4. ラベプラゾールナトリウム錠 10mg 「日医工」 (ラベプラゾールナトリウム) 【1日1回朝食後】	3錠	14日分
	5. モサブリドクエン酸塩錠 5mg 「武田テバ」 (モサブリドクエン酸塩水和物) 【1日3回食後服用】	80g	1剤方分
外用	6. スミルスチック 3% (フェルビナク) 【1日数回疼痛部に塗布】		

マイナポータル 検索

※PDF又はCSV形式でダウンロードすることもできます。

※薬剤情報のみマイナポータル実証β版からも確認ができます。